第4章 クウェート国

クウェート国憲法に近している。

慈悲深き、慈愛あまねきアッラーの御名によりて

われらクウェート首長、アブドゥッラー・サーレム・サバーフは、

われらが愛する祖国の民主的統治の方法を完成させることを欲し、またアラブ民族主義の 促進と世界平和、人類文化への貢献におけるこの国の役割を信じ、

この国がより大きな繁栄とより高い国際的な地位を享受し、国民がさらなる政治的な自由、 平等、社会正義を賦与される、よりよい未来、国家の統一と安定を維持しながら、個人の 尊厳を強化し、社会の利益を守り、統治において諮問することによってアラブ的特性に継 承された柱を確固たるものにする、よりよい未来のために努力し、

移行期における統治基本法に関する1962年の法律第1号を検討し、

制憲議会の決定したことにもとづき、

この憲法を承認し、発布する。

第1部 国家と統治制度

第1条

クウェートは独立したアラブの国であり、完全なる主権を有する。その主権を放棄したり、領土の一部を割譲したりすることは許されない。

クウェート国民はアラブ民族。الامة العربيةの一部である。

第2条

国家の宗教はイスラームであり、イスラーム法は立法の主要な源シーである。

第3条

国家の公用語はアラビア語である。

第4条

クウェートは故ムバーラク・サバーフの子孫によって継承される世襲制首長国أمارة وراثية である。

首長位継承者(皇太子)は、首長即位後、遅くとも 1 年以内に任命される。その任命は 首長の指名ではおよび特別会合における国民議会を構成する議員の過半数の賛成による 議会の忠誠の誓いでいたもとづく首長令による。 前述の手続きで後継者が任命されない場合は、首長は故(ムバーラク)の子孫から少なくとも3人を皇太子として指名し、議会はそのうちの1人に皇太子として忠誠を誓う。

皇太子は健全なる精神をもち、ムスリムの両親から生まれた合法的な息子でなければならない。

本憲法が発布されてから 1 年以内に王位継承に関する他の規則を規定した特別法が制定 される。

同法は憲法の精神にのっとらねばならず、したがって憲法改正を規定した手続きによっ てのみ改正することができる。

第5条

法律は国家の国旗、国章、勲位、国歌を定める。

第6条

クウェートの統治制度は民主主義であり、主権は、あらゆる権力の源泉である国民に存 する。主権の行使は本憲法に規定された方法で行われる。

第2部 クウェート社会の原理

第7条

正義、自由、平等は社会の柱であり、協力および相互扶助は国民のあいだのもっとも堅固な紐帯である。

第8条

国家は社会の柱を保護し、国民のため安全と安寧および機会均等を確保する。

第9条

家族は社会の基礎であり、宗教、道徳、愛国心がその支えとなる。法律は[家族の]統合を守り、その結びつきを強め、その庇護のもと母子を守る。

第10条

国家は青年を監督し、搾取や、道徳的、身体的、精神的な放置からかれらを擁護する。

第11条

国家は、老齢、病、働けない状態にある国民に対する支援を保証し、同様にかれらに社 会保障、社会支援、医療のサービスを提供する。

第 12 条

国家はイスラームおよびアラブの遺産を守り、人類の文明の発展に貢献する。

第13条

教育は社会の発展の支柱であり、国家はそれを保証し、充実させる。

第14条

国家は科学、文学、芸術を後援し、科学研究を促進する。

第 15 条

国家は公衆衛生、病気や疫病の予防、治療の方法を監督する。

第16条

資産、資本、労働は国家および国民的遺産の社会的構造の基礎的な要素であり、すべて、 法の定める、社会的機能を有する個人の権利である。

第17条

公的な資産は不可侵・こであり、その保護はすべての国民の義務である。

第18条

個人資産は不可侵シーであり、法の範囲内をのぞき、誰もその資産を没収されることはない。いかなる資産も、法によって規定された状況および方法で、また賠償を支払われるという条件で公共の利益となる場合を除き、収用されることはない。

相続はイスラーム法によって規定された権利である。

第19条

財産をすべて没収することは禁止される。法によって規定された条件のもとで裁判所の 判断がある場合を除いて私的な資産を没収することはない。

第20条

国家経済は社会正義をその柱とし、官民の活動の公正なる協力をその支えとする。その 目的は経済開発と生産の拡大、生活水準の向上、国民の繁栄の達成であり、これはすべ て法の範囲内で行われる。

第21条

あらゆる天然資源には、
しは、国家の安全保障および国家経済の要件を考慮しながら、それを保護し、
適切な開発を行う。

第 22 条

法律は経済原理にもとづき社会正義の規則を考慮し、雇用者と被雇用者、土地所有者と 借地人の関係を規定する。

第23条

国家は、協力と貯蓄を奨励し、信用取引いばがの制度を監視する。

第 24 条

社会正義は課税および国民的負担は国民的負担に対して基礎である。

第 25 条

国家は、国民的な災難や被害からの負担を担うことで社会の連帯を確保し、戦争の被害や軍事的な義務の遂行により負傷したものに対する補償の提供を保証する。

第 26 条

公職は、それをもつものに委託された国家のサービスシュであり、官僚は、その義務の行使において、公衆の利益を目指す。

外国人は、法の規定する場合を除いて、公職につけない。

第3部 国民の権利と義務

第27条

クウェート人の国籍は法律がそれを定める。

法律の範囲以外で国籍を放棄したり、剥奪したりすることはできない。

第28条

クウェート人をクウェートから追放したり、その帰国を妨げたりすることはできない。

第29条

人は人間の尊厳において平等であり、法のまえでは国民の権利および義務において平等である。人種 الجنس 出自、言語、宗教によって差別されることはない。

第30条

個人の自由は保証される。

第31条

法律の条項にもとづくもの以外では何ものも逮捕されたり、拘束されたり、捜査を受けたり、その居住および移動の自由を制限されることはない。

何人も拷問を受けることはないし、尊厳を貶められるあつかいを受けることはない。

第 32 条

いかなる犯罪も刑罰も法にもとづかねばならない。いかなる刑罰も、しかるべき法律が 執行されたのちに犯された違反に対して以外、科されることはない。

第33条

刑罰は個人的なものである。

第34条

被告は、合法的な裁判において有罪が証明されないかぎり、無実である。[同裁判においては]弁護の権利の行使に対する必要な保証が確保される。

被告は、肉体的にも精神的にも傷害を与えられることはない。

第35条

第36条

表現および科学的研究の自由は保証される。あらゆるものは、その意見を、法律の定める条件および手続きにしたがって口頭、書面その他の[方法]で表現したり、発表したりする権利を有する。

第37条

報道、印刷、出版の自由は、法の定める条件と方法にしたがって、保証される。

第38条

住居は不可侵である。法の定める条件とそれが規定する方法以外では、その居住者の許可なく、入ることはできない。

第39条

郵便、電報、電話による通信の自由は不可侵であり、その秘密は保証される。通信の検閲やその秘密の漏洩は、法の定める条件とそれが規定する方法によるもの以外、許されない。

第 40 条

教育はクウェート人の権利であり、国家は、法にしたがい、一般的な制度および道徳の 範囲内でそれを保証する。強制教育(義務教育)は、法にしたがい、その初等段階にお いて無料である。

法は、文盲撲滅のため必要な計画をつくる。

国家は、とくに若者の肉体的、道徳的、精神的発達に関心を払う。

第 41 条

すべてのクウェート人は、労働およびその種類を選択する権利を有する。労働はすべて の国民にとって、尊厳が要求し、公共の善が必要とするところの義務である。国家は国 民に対し、その配分および、その条件の公平さを提供する。

第 42 条

民族的必要および公正なる報酬で法律が定める状況をのぞいて、いかなるものに対して も強制労働を科すことは許されない。

第 43 条

国民的基礎にもとづき、平和的な手段によって団体、組合を結成する自由は、法律の定める条件と状況にしたがって保証される。何ものであれ団体あるいは組合に強制的に加入させることは許されない。

第 44 条

個人は、許可の必要や事前の通告なしに会合する権利を有する。私的な会合に治安部隊 のものが出席することは許されない。公共の会合、行進、集会は、集まりの目的とその 方法が平和的で、道徳に反しないかぎり、法律の定める条件と状況にもとづき許可される。

第 45 条

すべての個人は、署名入りの書面で公的機関に申し入れを行うことができる。当局は、正当な機関に対してに当な機関に対していますが、団体名での申し入れを受けることはない。

第 46 条

政治亡命者の引渡は禁止される。

第47条

祖国の防衛は崇高な義務であり、軍務の遂行は国民の栄誉である。法律がそれを規定する。

第 48 条

税金および公共負担の支払いは、法律にしたがって義務である。法律は、生活に必要な最低限を侵食することのないよう保証すべく、低収入者への税金の免除を規定する。

第49条

公的秩序の維持および公衆道徳の尊重はクウェートの全住民の義務である。

第4部 権力

第1章 概要

第50条

統治制度は、憲法の条文にしたがい、権力の分散と協力にもとづく。いかなる権力であれ、本憲法で特定された権能のすべてあるいは一部を放棄することは許されない。

第51条

立法権は憲法にしたがい首長および国民議会が保有する。

第52条

行政権は、憲法によって明示された方法で首長および内閣が保有する。

第 53 条

司法権は、憲法の範囲内で首長の名のもと裁判所が保有する。

第2章 国家元首

第54条

首長は国家元首であり、その特性は保護されず、犯されることはない。

第 55 条

首長は、閣僚を通じてその権力を行使する。

第56条

首長は、伝統的な相談ののちرئیس مجلس الوزراء (諸議長(首相) المشاورات التقلیدیを 任命し、またその職から解任する。首長はまた、首相の指名にもとづき閣僚を任命し、 その職から解任する。

閣僚は、国民議会議員あるいはそれ以外から任命される。全閣僚の数は国民議会議員の数の3分の1を越えない。

第57条

内閣は、国民議会の各会期の最初に、前条で定められた方法で、つくられる。

第58条

首相と閣僚は、国家の総合的政策に関し、連帯して首長に責任をもつ。同様に閣僚は、その省の仕事について首長に責任を有する。

第59条

本憲法第4条に言及された法律は、首長がその憲法上の権力を行使するのに必要な条件を規定する。

第60条

首長は、権力を行使するまえに、国民議会の特別会合で下記のような宣誓を行わねばならない。

「わたしは偉大なるアッラーにかけて、国家の憲法と法律を尊重し、国民の自由、 利益、財産を守り、国家の独立と領土保全を守ることを誓う。」

第61条

第62条

首長の代理は、本憲法第 82 条に規定された条件を満たしていなければならない。もし、 [首長代理が]閣僚あるいは国民議会議員であれば、首長代行の期間は閣僚あるいは議会の 仕事に参加することはできない。

第63条

首長の代理は、その権力を行使するまえに、国民議会特別会合で、本憲法第 60 条で言及された宣誓を、「わたしは首長に忠実である」という文章をくわえて行う。

議会が開会中でない場合は、前述の宣誓は首長のまえで行われる。

第64条

本憲法第131条に規定された条項は首長代理にも適用される。

第65条

首長は、法律を提案し、承認し、発布する権利を有する。発布は、国民議会から[首長に] 提出された日付から 30 日以内に行われる。この期間は緊急の場合、7 日に減らすことが できる。緊急性は、国民議会を構成する議員の過半数で国民議会の決定による。

公休日はこの期間に数えられない。

国家元首が再検討を要求せずに、発布に定められた期間がすぎたら、法律は承認されたものとみなされ、発布される。

第66条

法案の再検討の要求は理由の勅令ルルによって行われる。もし国民議会が再度、議会を構成する 3 分の 2 の議員の賛成でそれを承認すれば、首長は、かれに提出された日から 30 日以内にそれを認可し、発布しなければならない。

第67条

首長は軍隊の最高司令官である。首長は、法にしたがって将校を任命し、解任する。

第68条

首長は勅令により防衛のための戦争を宣言する。一方、攻撃的な戦争についていえば、 禁止されている。

第69条

首長は、法によって規定された、必要な状況においては、[法に]規定された方法で戒厳令を布告する。戒厳令の布告は勅令によって行われる。本勅令は、戒厳令の展開について決定するため、その[布告の]15日以内に国民議会に提出される。[国民議会]解散の期間にそれが起きた場合は、本件は新しい議会の最初の会合に提出されなければならない。

戒厳令の継続は、[国民議会を]構成する議員の過半数で議会がそれを採択しなければならない。

いかなる状況においても、本件は、前述の条件で 3 ヶ月ごとに国民議会に再度提出され ねばならない。

第70条

首長は勅令により条約を締結し、それらを適切な声明を付してただちに国民議会に送付する。条約は、締結され、批准され、官報に掲載されて、発効する。

しかしながら、平和、同盟条約、そして国家の領土、その天然資源、宗主権あるいは国 民の公的、私的権限に関する条約、通商、航海、居住の条約、予算に計上されていない 追加支出をともなう条約、あるいはクウェートの法律の修正をともなう条約の発効は、 法律として発布されなければならない。

条約は、その宣言された条項と矛盾する秘密条項を含んでいてはならない。

第71条

国民議会が会期中でない場合、あるいは解散されている場合、緊急の措置が必要ならば、 首長は、憲法や予算の法律に含まれた歳出に抵触しないかぎり、法律と同じ効力を有す る勅令を発布することができる。

これらの勅令は、国民議会が存在するならば、その発布後 15 日以内に国民議会に提出しなければならない。もし国民議会が解散中か、会期が切れているならば、これらの勅令は次期国民議会の最初の会合に提出される。これらがこのようなかたちで提出されなければ、いかなる決定を行う必要もなしに、過去に遡及して法律としての効力を失う。もし、それらが[国民議会に]提出され、国民議会がそれらを承認しなければ、議会が前述の

期間にそれらの有効性を認めたり、別の方法でその影響を清算したりしないかぎり、過去に遡及して法律としての効力を失う。

第72条

首長は、勅令により、法律を執行するのに、そうした法律を修正したり、停止したり、 あるいはそれらの執行を免除することなしに、必要な規定で発効する。法律は、法 律の執行に必要な規定の発効を勅令よりも低い手段と定める。

第73条

首長は、勅令により、法律に矛盾せずに、公的機関や官公庁の整備に必要な認可や規定 を発効する。

第74条

首長は、官僚、軍人、外国に駐在する政治的な代表を法律にもとづいて任免する。また[首 長はクウェートに駐在する]外国の代表[の信任状の奉呈]を受ける。

第75条

首長は、勅令により、恩赦を与えたり、減刑したりすることができる。大赦についてい えば、法律によってのみ与えられ、恩赦の提案に先立って行われた犯罪に関わるもので ある。

第76条

首長は、法律にもとづき、勲章を授ける。

第77条

通貨は、法律にしたがい、首長名で鋳造される。

第78条

国家元首への即位に際し、法律により年間の報酬が割り当てられる。これは、その統治 の期間に対するものである。

第3章 立法府

第79条

いかなる法律も、国民議会によって採択され、首長によって認可されないかぎり、発効 しない。

第80条

国民議会は、選挙法によって規定された条項にもとづいて、普通選挙、秘密投票によって直接選出された 50 人の議員からなる。

国民議会議員ではない閣僚は、職制上、本議会の議員とみなされる。

第81条

選挙区は法律によって定められる。

第82条

国民議会議員は下記の条件を満たさねばならない。

- (a) 法律にしたがい生まれながらにしてクウェート国籍である。
- (b) 選挙法にもとづき有権者の資格を満たしている。
- (c) 選挙の日に西暦で[換算して]30 歳未満ではない。
- (d) アラビア語の読み書きがうまくできる。

第83条

国民議会の任期は西暦で最初の会合の日から 4 年間である。新しい選挙 は、第 107 条の条項を考慮にいれ、この任期の終了前 60 日以内に行われる。

議員としての任期を終えた議員は再度選出されることができる。

会期は、戦時における必要性を除き、延長されることはない。この[会期の]延長は法律によって行われる。

第84条

何らかの理由により国民議会の議席のひとつが会期終了以前に空席になったときは、空席は、議会が空席を宣言した日から2ヶ月以内に代わりのものが選出される。 しい議席の任期は、前任者の任期が終了するまでである。

もし、空席が議会の会期がおわる 6 ヶ月以内に発生したときは、代わりの議員の選挙は 行われない。

第85条

国民議会は、年間8ヶ月以上の開会する。この会期は、予算の承認以前に閉会されることはない。

第86条

議会は、毎年10月に、首長の招集により、通常議会を開く。前述の月のはじめ以前に招集の勅令が発布されなければ、会合の時間は、同月第3土曜日の午前9時とみなされる。 その日がたまたま公休日と重なったときは、議会は、その公休日後の最初の日の朝に集まる。

第87条

前2条の条項と関係なく、首長は、総選挙終了後2週間以内に最初の会合を開くために、 国民議会を招集する。前述の期間に招集の勅令が発布されなければ、議会は、前条の関 連する規定を考慮し、この2週間の期間につづく日の朝に招集されるものとみなされる。 この会期の議会の開会の日が、憲法第86条に言及された年間の期限。 場合は、第85条に言及された開会の期間は、前述のふたつの期限のあいだの相違だけ減らされる。

第88条

国民議会は、首長が必要とみなしたり、国民議会の過半数の要求があったりしたときには、勅令により、特別会合が招集される。

特別会合の期間中、議会は、内閣の同意なしに、そのために招集された問題以外のことを検討してはならない。

第89条

首長は、通常会合、特別会合の閉会を宣言する。

第90条

[国民議会の]会合のために決められた時間と場所以外で議会が開いた会合はすべて無効である。そこで出された決定は法律により無効とされる。

第91条

国民議会議員は、議会あるいはその委員会の任務を行うまえに、下記の宣誓を公の会合で議会のまえで行う。

「わたしは、偉大なるアッラーにかけて、祖国と首長に忠実であり、憲法と国家の 法律を遵守し、国民の自由、権益、財産を守り、誠実かつ正直にわたしの任務をまっ とうすることを誓います」

第 92 条

国民議会は、最初の会合でその任期の期間のために、議員のなかから議長および副議長を選出する。もしどちらかの職が空席になれば、議会は会期の終わりまでの代わりのものを選出する。

いずれの場合でも選挙は出席者の絶対過半数による。もし第 1 回目でこの過半数が達成されなければ、もっとも多い得票を得た2人の[候補者]あいだでもう一度選挙が行われる。別のものが得票で第 2 位と同数であった場合、そのものは 2 人とともに第 2 回目の投票に参加する。今回の選挙は多数決による。1 人以上[の候補者]が最多得票で同数であった場合、かれらのあいだでくじ引き返過で選ばれる。

議長が選出されるまで、最年長の議員が最初の会合の議事進行を行う。

第93条

国民議会は、年次会合の最初の週のうちに、その任務に必要な委員会を設置する。これらの委員会は、議会の休会中、会合で[議会に勧告を]提出するために、その義務から解放される。

第94条

国民議会の会合は公開される。その会合は、政府、議会の議長あるいは 10 人の議員の要請で非公開で記述行われる。要請の議論は非公開会合で行われる。

第95条

国民議会はその議員の投票の有効性で採決を行う。議会を構成する議員の多数決による もの以外でいかなる投票も無効とみなされない。法律により、この権限は、司法府にゆ だねることができる。

第96条

国民議会は、その議員の辞任を受理する権限を有する。

第97条

国民議会会合を有効にするにはその議員の半数以上の出席を条件とする。決議は出席した議員の絶対過半数で通過する。これは、特別の多数を必要とする状況以外において[の場合]である。

投票が同数の場合、審議が行われている問題は否決されたものとみなされる。

第98条

閣僚は、組閣後ただちに国民議会にその綱領に対し で意見を表明することができる。

第99条

国民議会議員はすべて首相および閣僚に、その属性の範囲内のことでたずねるため、質問者のみが、一度だけ論評する権利がある。

第 100 条

国民議会議員はすべて首相および閣僚に、その属性の範囲内のことについて説明に対して説明で表表していることができる。

説明要求に関する議論は、その提出の日からすくなくとも 8 日を経過するまで行われる ことはない。これは、緊急の場合以外であり、閣僚の合意がある[場合]である。

憲法 101 条および 102 条の条項を考慮し、質問要求は、議会に対する信任問題提出につながることこともある。

第 101 条

すべての閣僚は、自分の省の任務に関し国民議会に責任を有する。もし議会が閣僚の 1 人に対し不信任を採択すれば、その閣僚は不信任の採択日から辞職したとみなされ、た だちに辞表を提出する。閣僚の信任問題は、同閣僚に向けられた質問要求に関する審議 が行われたのち、その要請あるいは 10 人の議員によって署名された要求で以外、提出さ れることはできない。議会は、要求提出後 7 日以内に要求について採択することはでき ない。

閣僚からの信任の撤回は、議会を構成する議員の多数決により、その閣僚は[投票に]参加できない。

第 102 条

閣僚会議議長(首相)はいかなる省も担当せず、国民議会に首相の信任問題が提出されることもない。

しかし、もし国民議会が、前条で述べられた方法で首相との協力の可能性がないと判断 したときは、問題は国家元首にあげられる。この場合、首長は、首相を解任し、新たな 内閣を任命するか、国民議会を解散することができる。

解散の場合、新しい議会が多数決で前述の首相との非協力を採択すれば、[首相は]この問題に関する議会の決定の日からその職を辞任したものとみなされ、新しい内閣がつくられる。

第 103 条

首相あるいは閣僚は、いかなり理由であれその職をあけるとき、後継者が任命されるまでその職の緊急の任務を継続する。

第 104 条

首長は、国民議会の年次会合を開会し、そこで、国家の状況および前年におきた公の諸 問題のうちもっとも重要なこと、新しい年のプロジェクトや改革のうち政府が計画して いる措置についての声明を含む首長演説を行う。

首長は、議会の開会あるいは首長演説の実施を首相に代行させることができる。

第 105 条

国民議会は、その議員から、首長演説に対する、議会の批評と希望を含む返答の計画を準備する委員会を選出する。議会がそれを採択したのち、[返答は]首長に提出される。

第106条

首長は、勅令により、1ヶ月を越えない期間で国民議会の会合を休会にすることができる。

休会は、議会の同意がないかぎり、1 会期ンパで繰り返されることはなく、1 度の期間のみである。休会の期間は、会期の期間には含まれない。

第 107 条

首長は、解散の理由を表明した勅令によって、国民議会を解散できる。しかし、同じ理 由で再度議会を解散することは許されない。

議会が解散すると、解散の日から 2 ヶ月を越えない期限で、新しい議会の選挙を行わねばならない。

選挙がその期限で行われなければ、解散された議会はその憲法上の完全な権威を回復し、 解散がなかったかのように、ただちに会合を行う。[議会は]新しい議会が選出されるまで、 その任務を継続する。

第 108 条

議会の議員は国民シッ全体を代表し、公益を守る。[議員は]議会および議会の委員会の任務においていかなる権力にも服従するものではない。

第 109 条

議会の議員は法律を提案する権利を有する。

議員が提出し、国民議会が否決した法案はすべて同じ会期に再度提出することはできない。

第 110 条

国民議会議員は議会およびその委員会において自由に意見、考えを表明することができる。これについて[議員は]いかなる状況であれ非難かされることはない。

第 111 条

現行犯の場合を除いて、議会開会中は、議会の認可がないかぎり、議員に対して尋問、 捜査、逮捕、拘束あるいは刑事上の措置を行うことは許されない。議会は、前述の条項 にもとづき、会期中に行われるいかなる刑事上の措置についても通告されねばならない。 同様に、休会中に議員に対し取られた措置については[議会の]最初の会合で通告されねば ならない。いかなる場合であれ、議会が、認可の要求について、その接受の日から 1 ヶ 月以内に決定を行わなければ、認可は下されたものとみなされる。

第 112 条

5人の議員の署名による要請にもとづき、政府の政策に関する説明要求および意見交換に 関する議論のために一般的な問題を国民議会に提出できる。他のすべての議員はその議 論に参加する権利を有する。

第 113 条

国民議会は、公的な問題に関して政府に希望を表明することができる。政府がこうした 希望にそえない場合には、議会にその理由を述べなければならない。議会は、政府の声 明に対し一度だけ批評することができる。

第 114 条

国民議会はつねに調査委員会を設置したり、いかなる問題であれ、議会の職権の範囲内で 1 人以上の議員を調査にあたらせたりすることができる。閣僚およびすべての官僚は要求された証明書、公文書、声明を提出しなければならない。

第 115 条

議会は、その年次[常設]委員会のなかに、国民が議会に提出した陳情、不満をあつかう特別委員会を設置する。同委員会は、当該機関にそのことについて説明を求め、その結果について該当する人物に通告する。

国民議会議員は、司法府あるいは行政府の仕事に介入してはならない。

第 116 条

首相と閣僚は、発言を要求すれば、国民議会において、発言できる。かれらは、望めば 政府高官の支援をうけることができるし、[政府高官に発言を]代行させることもできる。 議会は、閣僚の出席を、その省にかかわる審議の際に要求できる。内閣は議会の開会中、 首相あるいは何人かの閣僚によって代表されなければならない。

第 117 条

国民議会はその議事規定を定める。そのなかには議会および委員会における作業の手順、審議、投票、質問、説明要求の原則、その他憲法に規定された権能が含まれる。

議事規定は、同規定に違反したり、議会や委員会の会合に正当な理由なく欠席したものに対して科される罰則を定める。

第 118 条

国民会議内における秩序の維持はその議長の責任のひとつである。議会は、議長の命令にしたがう特別の警備を有する。

他のいかなる武装した軍も、議長の要請なしに議会に入ったり、その門の付近に駐屯してはならない。

第 119 条

国民議会議長、副議長、議員の報酬は法律によって定められる。これらの報酬を修正するときには、修正は次回立法会期まで発効しない。

第 120 条

国民議会の議員職と公職の兼任は許されない。これは、兼職が憲法にしたがって許可される場合を除く。この場合、議員職の報酬と公職の給与を累積することは許されない。 法律は、他の兼任禁止の場合を特定する。

第 121 条

国民議会議員は任期中、企業の役員に任命されたり、政府や公的機関の結んだ契約に参加することは許されない。

第 122 条

国民議会議員はその任期中は叙勲されない。ただし国民議会議員職との兼職禁止[規定] に違反しない公職についている場合は例外である。

第 4 章 行政府 第 1 節 内閣

第 123 条

閣僚会議(内閣)は、国家の省庁を監督し、政府の一般政策を規定し、その執行を行い、 政府機関の任務を監視する。

第 124 条

法律は、首相および閣僚の給与について規定する。

閣僚に関する他の規則はすべて、とくに言及がないかぎり、首相に関しても適用される。

第 125 条

閣僚の就任するものは、本憲法第82条に規定された条件を満たすものとする。

第 126 条

首相と閣僚は、就任前に、首長のまえで本憲法第91条に規定された宣誓を行う。

第 127 条

首相は、内閣の会合(閣議)を主宰し、各省庁間の任務を調整する。

第 128 条

内閣の審議は非公開であり、その決議は、閣僚の過半数が出席したうえで、出席者の過 半数が同意しなければ発効されない。投票が同数の場合、首相が投じた側が多数となる。 少数派は、辞任しないかぎり、多数派の意見に拘束される。

内閣の決議は、勅令の発布が必要な場合、承認のため首長に提出される。

第 129 条

首相の辞任あるいはその職からの解任は、他の閣僚の辞任あるいはかれらの職からの解 任を含む。

第 130 条

各閣僚は、それぞれの省の問題を監督し、政府の一般的政策をそこで実行する。[閣僚は] またその省の省令 (こと) を定め、その実施を監視する。

第 131 条

閣僚は、内閣にあるあいだ、他の公職についたり、たとえ直接ではなくとも、自由業や工業、商業、金融の仕事を行ったりしてはならない。また[閣僚は]政府や公的機関の結んだ契約に参加したり、閣僚と企業の役員を兼務したりすることも許されない。

同様にこの期間[閣僚は]公開の競売によるものでも国有財産を購入したり、借りたりする こともできない。また自分の財産の一部を[国家に]貸したり、売却したり、交換したりす ることも許されない。

第 132 条

特別な法律が、閣僚によって、その任務の遂行上犯された犯罪について規定し、かれらに対する告発、裁判の手続き、およびこの裁判に関係する機関を定める。これは、閣僚の一般的な行為や犯罪およびかれらの法的責任への他の法律の適用による影響を避けるためである。

第 133 条

法律は、公的機関や自治機関を、政府の指示および監督のもとその独立を維持するよう、 組織する。

第2節 財政問題

第 134 条

一般的な税金の制定、改正、廃止は法律によらねばならない。

何人たりとも、法によって規定された場合を除いて、全体的にしろ部分的にしろ、[税金の]支払いを免れない。何人にも、法律の範囲内を除いて、そのほかの税金、料金、負担を課してはならない。

第 135 条

法律は、公的基金の収集およびその支出の手続きに関する規則を定める。

第 136 条

公的なローンは法律によって定められる。国家はローンを発行したりぶ、法律によって、あるいは予算法によってその目的で設定されたクレジットローンを割り当てたりいずることができる。

第 137 条

公的機関および国内の公的な法人は、法にしたがって、ローンを与えたり、保証したり することができる。

第 138 条

法律は国有財産の保護およびそれらの管理、処理の条件、これら国有財産の廃棄が許される範囲を定める。

第 139 条

会計年度は法律によって定められる。

第 140 条

政府は、各会計年度終了のすくなくとも 2 ヶ月前に国家の歳入、歳出を含む年次予算を 策定し、検討と承認のため国民議会に提出する。

第 141 条

国民議会における予算の審議は各項目ごとに行われる。いかなる公的な歳入も、法律に よるもの以外、特定の支出目的に割り当てることはできない。

第 142 条

法律は、歳出の性格上必要ならば、特定の金額を1年を越えて割り当てることができる。 しかし、特定のローン はずべて連続する予算のなかに含まれるか、1会計 年度を越える特別予算に示されねばならない。

第 143 条

予算法で、新規の税を導入したり、既存の税を増額したり、既存の法律を修正したり、 法の発効が憲法で必要と規定された問題に関して特別の法律を発効することを回避した りすることは許されない。

第 144 条

予算は法律によって発効される。

第 145 条

予算法が、会計年度のはじめまでに発布されなければ、新しい[予算]が発効されるまで、 旧予算が適用される。前述の年の終了時、執行された法律にしたがって歳入が集められ、 支出が行われる。

国民議会が、新しい予算項目の一部を承認していれば、それらの項目は実施される。

第 146 条

予算あるいは予算割当の追加に含まれない支出はすべて法律によって規定されねばならない。同様に予算項目の金額の移動も[法律によって規定されねばならない]。

第 147 条

予算法およびそれを修正した法律に含まれた支出の最大限の見積もりを超えることはい かなるものであれ許されない。

第 148 条

法律は独立の、および追加の一般予算を規定する。それについては国家予算に関する条項が適用される。

第 149 条

国家の財政機関による前年度の会計報告は、前述の年度終了後 4 ヶ月以内に検討と承認のため国民議会に提出される。

第 150 条

政府は国民議会に各通常会期中、すくなくとも1度は財政状況に関して声明を提出する。

第 151 条

法律によって会計検査院ごに しん には になって会計検査院の]独立を保証する。[会計検査院は]国民議会に附属し、予算の範囲内で国家歳入を集め、[国家の]支出を行うことにおいて政府および国民議会を支援する。[会計検査]院は政府および国民議会の双方にその活動および調査に関する年次報告を提出する。

第 152 条

天然資源あるいは公的な施設 المرافق العامة の開発の権利はすべて法律によって、 限定された期間のみ[与えられる]ものである。準備措置は、調査、探索作業を促進させ、 宣伝と競争を実現させる。

第 153 条

あらゆる独占は、法律によ[る場合]り、かつ限定された期間を除いて与えられることはない。

第 154 条

法律は通貨および金融を規定し、度量衡を設定する。

第 155 条

法律は、国庫の負担となる給与、年金、補償金、補助金、報奨金を規定する。

第 156 条

法律は、国内の法人格をもつ機関および組織の予算およびその会計報告に関する条項を 規定する。

第3節 軍事

第 157 条

平和は国家の目標であり、祖国の治安心 は、すべての国民にゆだねられた義務である。[この治安は]偉大なアラブ国家の治安の一部である。

第 158 条

軍務は、法がそれを規定する。

第 159 条

国家のみが、法にしたがって軍隊および治安組織を設立するものである。

第 160 条

動員は、総合的なものであれ、部分的なものであれ、法がこれを規定する。

第 161 条

第5章 司法権

第 162 条

司法の尊厳および裁判官の普遍性と公正さは統治の基礎であり、権利と自由の担保である。

第 163 条

裁判官はその判断においていかなる側の権力にも属さない。正義の施行においてはいかなるかたちの介入も許されない。法は司法の独立を保証し、裁判官の保証とかれらに関する条項、かれらが罷免されない条件を明らかにする。

第 164 条

法律は、さまざまな種類およびレベルの裁判所を規定し、その機能、特性を明確にする。 軍事法廷の司法権は、戒厳令が実施されているときをのぞいて、軍隊および治安部隊に 所属するものによる軍事的な犯罪に対してのみに限定される。これは法の定める範囲内 で[行われる]ものである。

第 165 条

裁判所の法廷は、法が規定する例外的な場合を除いて、公開である。

第 166 条

裁判に訴える権利は人びとに保証される。法律は、この権利を行使するために必要な措置と状態を規定する。

第 167 条

検察局に対し、司法官の名で刑事訴訟を行い、司法官に対し、司法官に対し、問題を監督し、刑法の適用、違反者の追跡、判決の実施を見守る。法は、この機関を規定し、その特性を制度化し、その職に特有の条件と保証を明らかにする。

軽犯罪で対する刑事告発は法律により例外措置として治安当局に委託することができる。これは法律が規定する状況にしたがう。

第 168 条

第 169 条

法は、特別の判事執務室あるいは裁判所による行政訴訟の解決を規定する。法律はその[特別の判事執務室あるいは裁判所]制度およびそれによる行政裁判権の行使について規定する。このなかには法に矛盾する行政上の決定に対する破棄および賠償の権限が含まれている。

第170条

法律は、省および公的機関に対し法的意見を出し、法案や規則の起草を行う機関を定める。同様に[法は]司法の前で国家および他の公的機関の代表を規定する。

第 171 条

法により、上述の 2 条に規定された行政裁判、ファトワーの発出、法律の起案の機能を もつ国家評議会の設置が許される。

第 172 条

法は、司法機関間の管轄権の対立および判決の矛盾を解決する方法を規定する。

第 173 条

法は、法律および規則の合憲性に関する議論を裁く司法機関を規定し、その権限およびそれに付随する措置を定める。

法は、この機関のまえで政府および法律と規則の合憲性を告発するもの双方の権利を保 障する。 ある法あるいは規則が合憲ではないと前述の機関が決定した場合、[その法あるいは規則 は]存在しなかったものとみなされる。

第5部 一般条項と臨時条項

第 174 条

首長および国民議会議員の3分の1には、1つ以上の[憲法の]条項を改正したり、削除したり、あるいは新たな条項をつけくわえることにより本憲法の改正を提案する権利がある。

首相および国民議会を構成する議員の過半数が修正の原理およびその主題を承認すれば、議会は提案された問題を項目ごとに審議する。その採択には議会を構成する議員の3分の2の賛成を必要とする。修正は首長により認可され、布告されたのちでなければ発効しない。これは本憲法第65条および66条の条項の例外である。

修正の原理およびその主題が否決された場合は、否決の日から 1 年経過後でなければ再 度提出することはできない。

本憲法の改正は、発効後5年を経過するまえに、提案することはできない。

第 175 条

本憲法に規定されたクウェートの首長制および自由と平等に関する条項は、首長位の敬称あるいは自由、平等の保証の増加を除いて、修正の提案は許されない。

第 176 条

本憲法に規定された首長の権力は、[首長]代行の期間においても、その修正の提案は許されない。

第177条

本憲法の適用は、クウェートが[他の]国および国際機関と締結した条約、協定に影響を与えるものではない。

第178条

法律は、発布 اصدارの日から 2 週間以内に官報に掲載され、その掲載がから 1 ヶ月後に発効するがなる法律であれ、この期限は、その法律に定められた条文により延期したり、縮小したりすることができる。

第179条

法律の条項は、その発効の日のあとに起きること以外には適用されない。また[法は]その

日付以前に起きたことには影響を与えない。法律は、刑事問題以外では、国民議会を構成する議員の過半数の賛成で、逆に定めることができる。

第 180 条

本憲法発布時に法律、規則、勅令、命令、決定が定めたことはすべて、本憲法に規定された制度にしたがって修正あるいは破棄されないかぎり、[憲法の]条文と矛盾しないという条件で、継続する。

第 181 条

本憲法のいかなる条文も、法律の定める期限で戒厳令が布かれている期間を除いて、停止することはできない。いかなる状況であれ、その期間、国民議会会期を停止することはできないし、その議員の免責特権・シーを侵してはならない。

第 182 条

本憲法は官報に掲載され、国民議会会合の日に発効する。この会合は 1963 年 1 月より遅くならないものとする。

第 183 条

移行期間における統治制度に関する 1962 年の法律第 1 号は継続し、同様に現行の制憲議会会 は、国民議会会合の日まで前述の法律に規定された任務を実行しつづける。

クウェート首長

アブドゥッラー・アッ・サーリム・アッ・サバーフ

ヒジュラ暦 1382 年ジュマーダッサーニー月 14 日 (西暦 1962 年 11 月 11 日) 発布

محمد رسول حمد الرشود (اعداد)، دستور دولة الكويت والقوانين المكملة له، بم.، ببت. محمد رسول حمد الرشود (اعداد)، الدستور الكويتي، مجلس الوزراء ادارة الفتوى والتشريع، ببت. (الطبعة الثالثة)، مجموعة التشريعات الحكومية الجزء الخامس

(訳:保坂 修司)

1. 憲法制定までの歴史

クウェートは 1961 年英国から独立した。同じ年、憲法制定のための制憲議会選挙が行われ、約9ヶ月の審議を経て、1962 年 11 月正式に憲法が発効する。憲法に関する審議には、選挙で選ばれた 20 人のほか、ジャービル現首長、サァド現皇太子らサバーフ家のメンバーが参加した。しかし、実際に起草にあたったのは同議会の憲法起草委員会であり、ここにはサバーフ家からはサァド現皇太子が加わっている。またこの憲法起草にあたってはエジプト人の憲法専門家、ムフシン・アブドヴルハーフィスとオスマーン・ハリール・オスマーンがそれぞれ政府側、議会側の顧問として参加しており、クウェート憲法へのエジプト憲法の影響を見てとることができる。

クウェートにおける議会の歴史は、1920年代の諮問議会までさかのぼることができる。こうした民主化運動は1938年の立法議会で頂点に達したが、その頓挫とともに運動は急速に収束する。真の意味での議会開催までにはそれから20年以上待たなければならなくなったわけだ。しかし、2度にわたる議会開設運動は、現在の国民議会の形成にも強い影響を与えている。現行憲法に見られるさまざまなクウェート特有の条項のいくつかはこうした長い民主化運動のなかでクウェート人が戦いとってきたものである。とくに当時のサバーフ家と非サバーフ家の対立構造は現在のクウェート憲法および国民議会のなかにも色濃く反映されている。基本的には、サバーフ家が行政府を握り、それを、有力商人たちを中心とする議会が牽制するという図式がある。最近でこそ古くからの有力商人層は議会から行政府のほうに権力基盤をシフトさせているが、それでも強力な立法府そして首長家への対抗機関という議会の役割はけっして減少していない。

憲法は、首長家の権力を巧妙に維持しながら、同時にその専制化を阻止するための機構を上手に制度化させている。つまりサバーフ家と有力商人層の力の均衡を強く意図した憲法になっている。また国民主権や人権の問題などにもきちんと触れられており、条文を文字どおり信用すれば、今でも古臭さは感じさせない。クウェートは現在のアラブ世界のなかではもっとも民主的な国家のひとつであり、しかもその民主主義をまがりなりにもきちんと機能させている稀有な例なのである。

2. アラブとイスラーム

クウェート憲法は、クウェートをアラブ・イスラームの国としている。第1条は、クウェートはアラブの国であり、クウェート人はアラブ民族の一部であると定義する。クウェートには、多くのイラン系クウェート人がおり、この定義はかならずしも実情を正確に反映しているわけではない。しかし、憲法の起草された1960年代という、アラブ民族主義の吹き荒れた時代背景を考慮すれば、やむをえないのかもしれない。

なお第2条は、イスラームをクウェートの国教と定めているが、第35条では同時に信仰の自由が保障されている。しかし、これには若干の留保が必要であろう。上述のように、イスラーム法が大きな役割を果たしているほか、35条には「公的な制度や道徳と抵触しないかぎり、確立された慣習にしたがって宗教を実践する自由」との制限が付されている。建前上は信仰の自由は認められているものの、現実にはスンニー派イスラームを頂点として、シーア派イスラーム、キリスト教、その他とつづく宗教的ヒエラルキーが見られる。湾岸戦争以降は、国家があからさまに信仰の自由を侵すという例はまったく見られなくなっているが、さまざまな制度的、非制度的差別は現存する。キリスト教教会の活動は活発であるが、ムスリムに対する布教活動は許されない。また学校での組織的な宗教教育もイスラーム以外には認められていない。

クウェート人の圧倒的多数はムスリムであるが、帰化クウェート人のなかにはわずかながらキリスト教徒も存在しており、またクウェート人と結婚した欧米人女性にもキリスト教の信仰を維持しているものがいる(ただし、1980年以降は非ムスリムの帰化は認められなくなった。)。かれらに対する露骨な差別はほとんど報告されていないが、クウェート人シーア派ムスリムがキリスト教に改宗した例では、シーア派のシャリーア法廷における「死刑に値する」宣言を含め、同人に対するきわめて激しい個人攻撃があった。

ユダヤ教の活動および仏教徒を含む啓典の民以外の信徒の活動状況については不明である。しかし、後者に関しては個人的な信仰を実践することにほとんど制限はないといわれ

ている。ユダヤ教徒は 1930 年代まではクウェートに約 200 人程度いたとされるが、その後 パレスチナ等に移住してしまったので、現在はクウェートに古くから住んでいたユダヤ教 徒は残っていないものと思われる。

3. 首長位

憲法第4条は、クウェートを世襲制の首長国であると規定している。また59条から78条では首長の権力について定めている。なお首長位に関する規定には憲法のほかに、1964年の法律第4号がある。

これらによれば、首長位を継承するのは大王と呼ばれた第7代首長、ムバーラクの子孫だけである。法律による明確な規定は見当たらないが、一般に首長位はムバーラクの子のなかでもジャービルおよびサーレムの子らに限定されているといわれている。ムバーラクには2人のほか、サバーフ、ナーセル、ファハド、ハマド、サウード、アブドゥッラーなどの息子が知られているが、ムバーラク以後、現在にいたるまでジャービル、サーレム以外の系統が首長位についたことはない。

ここで興味深いのは皇太子の任命に関する首長と国民議会の関係である。まず、首長は即位後1年以内に皇太子を指名しなければならない。その後、国民議会は特別会合を開き、指名された皇太子を承認する。承認には「国民議会を構成する議員の過半数」の賛成が必要である。つまり現行制度では議員25人以上の賛成が不可欠ということになる。これは国民議会側から見れば、新しい皇太子(=将来の首長)に対する「忠誠の誓いさなる。首長はこの忠誠の誓いにもとづき皇太子任命の首長令を発布する、という手順になる。もし、議会の賛成が得られない場合は、首長はムバーラクの子孫からすくなくとも3人の皇太子候補を指名し、議会はその3人のなかから1人を選んで忠誠を誓う。

皇太子の任命に議会の承認が必要なことはクウェートの憲政上きわめて重要なポイントであり、他の首長制、王制の国にも見られないユニークな制度である。これは、1921年にクウェートの有力商人たちを中心に設立された諮問議会が獲得した権利のひとつであり、その意味ではサバーフ家以外のクウェート人がもつサバーフ家の権力を抑制するための伝統的な装置であるといえる。

なお皇太子は、憲法第 4 条によれば、「健全なる精神をもち、ムスリムの両親から生まれた合法的な息子でなければならない」とされ、1964 年法律第 4 号では「30 歳以上」と規定されている。これらの条件は首長にも適用される。

憲法第54条によれば、首長は国家元首であり、不可侵な存在である。首長は、通常はみずからが任命した首相および閣僚会議によって権力を行使する(第56条)。現在は、ジャービル首長により皇太子であるサァドが首相に任命されているが、議会側にはこれに対する反発が強く、皇太子職と首相職の分離を主張するものが少なくない。

また首長は、勅令の発布というかたちで直接立法行為を行うことができる。勅令は、憲法や予算に抵触しないかぎり、国民議会の採択した法律と同じ効力を発揮する(第71条)。ただし、この勅令は、議会が不在の場合、あるいは緊急の必要がある場合に限定されており、むやみやたらに出せるものではない。首長は勅令発布後にこれを議会に提出し、議会の承認を受けねばならないからだ。当然、否決されることもありうる。1999年5月の議会解散中にジャービル首長が女性に選挙権を賦与する勅令を発布したが、国民議会がのちにこれを拒否したのはこの例である。この場合、純粋に女性に対する選挙権賦与に反対していた議員もいたが、首長による立法行為が憲法第71条の定める緊急性を満たしていないとして反対したものも多かった。

そのほか、首長は通貨の発行、戦争の宣言(ただし防衛戦争)、軍最高司令官、戒厳令の布告、恩赦、叙勲などの権力を行使できる。しかし、国内政治を考えた場合、首長の持つ、もっとも重要な権力は議会の解散権であろう(102条および107条)。実際、首長は、1976年、1986年、1999年と議会を解散しており、しかも1976年、1986年については憲法の停止という超法規的措置を伴った。1976年の解散では4年間、1986年の場合は5年間にわたり、議会不在がつづき、逆にクウェート憲政史上の汚点となっている。

4. 立法府

立法府、すなわち国民議会は立法という機能とともに、上述のように、行政府(サバーフ家)を牽制するという機能をあわせもつ。中東とくにアラブ諸国では行政府の力が強力で、立法府が名目的な存在になるケースがしばしば見られるが、クウェートの場合、これは当てはまらない。クウェートの議会は設立以来つねに行政府にとっては脅威でありつづけたのである。首長が「超法規的措置」で2度にわたって議会を閉鎖したのは、逆にクウェートの議会の強力さを物語るものであろう。

議会に関しては憲法の規定のほか、下記のような法律がある。

1963 年法律第 12 号(国民議会内部規定)

1962 年法律第 35 号(国民議会議員選挙)

5. 人権

クウェート憲法はいくつかの人権に関する条項を含む。信仰の自由、人種差別の禁止、表現の自由、報道の自由、通信の自由、結社の自由、移動の自由などいわゆる基本的人権の多くは網羅されている。ただし、これらが無制限に認められているわけではない。一部には法的に制限されているものも存在する。たとえば、前述のように信仰の自由は、イスラーム国教条項により制限されているし、結社の自由に関しても、政党の結成は認められていない。ただし、イスラーム立憲運動、クウェート民主フォーラムなど実質的な政党は存在するし、実際国民議会のなかに議席を確保している。報道の自由は、湾岸戦争後、認められるようになった。湾岸戦争以前でも事前検閲は存在したが、それでもクウェートのメディアはアラブ世界のなかではもっとも高い水準を誇っていた。戦後はそれがより確かなものとなったといえる。もちろん、だからといって政府が新聞などを発行停止にできないわけではない。事実、2000年2月にはクウェート政府はワタンおよびシヤーサの2紙に対し発行停止、免許取り消しなど厳しい処分を与えようとした(ただし、これはメディアや議会の猛反発を買い、結局撤回せざるをえなくなった)。また活字メディアは比較的自由な活動を許されているが、電波メディアは依然として規制されている。ただし、インターネットはアラブ世界ではもっとも規制が少ないといえる。

クウェートの民主主義で最大の問題とされるのは、国籍問題と女性参政権の問題であろう。クウェートでは、選挙権があるのは、1920 年以前からクウェート国籍をもっていたもの、およびその子孫のなかの、21 歳以上のクウェート人男性のみと規定している。しかし、この制限は憲法には一切記載されていない。たとえば女性を国政から排除する条項は憲法ではなく、1962 年法律第 35 号にある。さらにこの法律には例外条項がある。すなわち、国籍法にもとづいて国籍を取得してから 20 年を経過していない帰化クウェート人には選挙権はないとしているのである。(ところがこの 20 年は、国籍法により再度例外条項を加えられ、10 年に縮んだり、30 年に増やされたりする)。

1920 年というのはクウェートの歴史上非常に象徴的な年である。この年はジャフラーの 戦いといわれるワッハーブ派との戦争があった年であり、これがオリジナルのクウェート 人とそうでないものを峻別するメルクマールとなっている。このオリジナルのクウェート 人こそが、1920 年代から政治的権利を獲得するためにサバーフ家と戦い、実際に議会を動 かしてきた階層なのである。その意味では、クウェートの議会はきわめて貴族的であり、 古代アテネの民主制と比較するのもあながち的外れではないのである。